

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の一部改正
- 振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の一部改正

（以上県例規集登載）

環境管理課

- 平成二十七年年度介護支援専門員実務研修受講試験の実施

長寿社会課

- 保安林の指定の解除

治山課

- 漁業災害補償法の規定による同意の成立

水産課

【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 土地改良事業の工事完了
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 県営土地改良事業の工事完了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

経営支援課

耕地課

〃

〃

〃

建築指導課

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の届出事項の異動

【公安委員会】

- 警備業法に基づく検定

生活安全企画課

【正誤】

- 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正の正誤
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則の正誤
- 岡山県警察職員賞じゅつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則の正誤
- 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例に基づく警察職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の正誤

（以上県例規集登載）

教育委員会

人事委員会

〃

警務課

〃

◎岡山県告示第二百六十号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和六十一年岡山県告示第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条の表の備考1に次の一号を加える。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百六十一号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（昭和六十一年岡山県告示第三百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条の表の備考1に次の一号を加える。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園別表備考1中「都市計画法第五条」を「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条」に、「都市計画法第八条第一項第一号」を「同法第八条第一項第一号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百六十二号

平成二十七年介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成二十七年十月十一日（日曜日）午前十時から

二 試験場所

岡山大学（岡山市北区津島中一丁目一番一号）

三 受験申込書の受付期間

平成二十七年六月二十九日（月曜日）から同年七月十日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

四 受験資格

1、2若しくは3の期間が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上のある者又は4の期間が通算して十年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が千八百日以上のある者とする。

1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

2 イからニまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（3において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（3のイにおいて「老人福祉施設」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（3のイにおいて「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定す

る身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び同法第三十三条に規定する盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（3のイにおいて「障害者支援施設」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ハ 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、同法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、障害者総合支援法第五条第十六項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者

ニ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援及び同条第十五項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従業者

3 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（4において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（4において「介護等の業務」という。）に従事した期間

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護を行う事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者

4 3のイ又はロに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介護等の業務に従事した期間

五 受験手続及び提出書類
受験申込書に実務経験証明書その他受験資格に応じた必要な書類を添えて、各県民局健康福祉部へ持参すること。この場合において、平成二十六年において行われた岡山県介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）を受験した者が、平成二十七年度において行われる試験を受験するときは、平成二十六年において行われた試験の受験票又は試験結果通知書を提出することにより、実務経験証明書の提出に代えることができるものとする。

六 受験手数料
八千六十円（相当額の岡山県収入証紙により納付すること。なお、消印をしないこと。）

七 試験方法
試験は、筆記試験により行う。

八 試験の範囲

- 1 介護保険制度に関する基礎的知識
- 2 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- 3 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- 4 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

九 特別措置の実施

身体に障害等のある者については、障害の種類及び状態に応じて特別な措置をとる場合があるので、この特別な措置を必要とする者は、その旨を受験申込書提出時に各県民局健康福祉部へ申し出ること。

十 合格発表

受験者全員に直接通知する。また、合格者については、受験番号を岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページに掲載する。

十一 受験要項及び受験申込書の配布

受験要項及び受験申込書は、平成二十七年五月二十五日（月曜日）から同年七月十日（金曜日）まで岡山県保健福祉部長寿社会課、各県民局健康福祉部等で配布する。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

十二 その他

試験について不明な点は、岡山県保健福祉部長寿社会課（電話〇八六一二二六一七三二六）又は各県民局健康福祉部へ問い合わせること。

◎岡山県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市玉島道口字イ割五三二八の八六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第二百六十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 九幡漁業協同組合の地区
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

◎岡山県告示第二百六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

（加入区の名称）

（区 域）

日生町かき特定加入区

日生町漁業協同組合の地区

牛窓町かき特定加入区

牛窓町漁業協同組合の地区

寄島町かき特定加入区

寄島町漁業協同組合の地区

平成27年5月22日 岡山県公報 第11687号

〔一八九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 DCMダイキ総社東店・宮脇書店総社店
所在地 総社市井手出張一―一三―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 DCMダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目九―一
代表者の氏名 代表取締役 小島 正之

(2) 名称 有限会社ヒロシゲ文庫
住所 総社市井手一〇四九―一
代表者の氏名 代表取締役 三宅 誠一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称
（変更前）ダイキ総社東店・宮脇書店総社店
（変更後）DCMダイキ総社東店・宮脇書店総社店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
（変更前）ダイキ株式会社、有限会社ヒロシゲ文庫
（変更後）DCMダイキ株式会社、有限会社ヒロシゲ文庫

4 変更年月日

平成二十七年三月一日

二 届出年月日

平成二十七年五月十三日

平成27年5月22日 岡山県公報 第11687号

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年五月二十二日から同年九月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一九〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十七年五月二十二日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
津山市	西吉田	区画整理	完了年月日
			二七・三・三一

平成27年5月22日 岡山県公報 第11687号

(一九二) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

円城土地改良区

二 認可年月日

平成二十七年五月十三日

平成27年5月22日 岡山県公報 第11687号

〔一九二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事の別
山手土地改良区	退任役員	就任役員	氏 名		
山本 祐一	山本 祐一	久米郡久米南町山手一四四二	理 事		
青山 芳則	青山 芳則	〃 〃 〃 〃 〃 〃	事 の 別		
青山 仁	青山 仁	〃 〃 〃 〃 〃 〃			
光延 堅志	光延 堅志	京尾四四五			
青山 速己	青山 速己	山手八五五			
岡田 幸浩	岡田 幸浩	〃 一四五三			
木羅 和久	木羅 和久	〃 五八二			
光延 道正	光延 道正	京尾三四			
光延 知幸	光延 知幸	〃 一二五			
河原 久志	河原 久志	〃 四五三			
青山 安由	河原 久志	峠六七七			
重松 睦雄	山本 道治	山手一二三八	監 事		
	重松 睦雄	〃 二三五三			
	重松 睦雄	峠三六			

平成27年5月22日 岡山県公報 第11687号

〔二九三〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工種	完了年月日
小原池	ため池	二六・一一・二〇
土動地池	〃	二七・一・一四
円城	畑地かんがい施設	二七・三・二三

〔一九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字荒神元三九一―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区いずみ町八一―二―いずみ町南A棟一〇一号室

清水 篤人

三 許可番号

岡山県指令建指第七号

◎岡山県選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年五月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中川ますお後援会	中川 真寿男	横田 真平	都窪郡早島町早島一九〇九一	平成二七・四・一
日本の美しい山河を守る会	二宮 治文	二宮 治文	岡山市北区御津字廿六八三	〃 平成二七・四・七

◎岡山県選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年五月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

社会民主党岡山県第二区支部連合

代表者

太田 勇

沖野 幸雄

平成二七・四・二七

〃

会計責任者

妹尾 鈴子

今井 広太郎

〃

自由民主党岡山県栄養士連盟支部

主たる事務所の所在地

岡山市中区門田屋敷一―三―三一―一〇

岡山市中区下四四六一―一〇堤方

〃

六斎藤方

〃

会計責任者

近藤 恒子

堤 千代子

〃

自由民主党岡山県石油販売業支部

〃

山田 久司

久戸瀬 浩

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

太田えいじ後援会

主たる事務所の所在地

岡山市北区佐山三三二

岡山市北区檜津六六一―二〇

平成二七・四・一七

岡山県清酒産業振興会

〃

〃 中区中井一―一八―一四

〃 内山下二―一―一二西村ビル

〃

六F

岡山県石油政治連盟

会計責任者

山田 久司

狩野 良弘

〃

岡山県病院政治連盟

代表者

難波 義夫

小出 尚志

〃

クラレ労働組合倉敷支部政治活動委員会

会計責任者

三澤 信治

宮原 優

〃

河野けいじ後援会

主たる事務所の所在地

真庭市久世二四八九―一二

真庭市中二〇八一―

〃

幸福実現党岡山県本部

〃

岡山市北区野田二―三―一八―九〇三

倉敷市玉島瓜崎一四一―二

〃

國 士 塾

〃

津山市大谷五八〇―三

津山市井口一〇五―一コーポヒロ二〇五

〃

高橋かいりゅう後援会

〃

倉敷市真備町辻田一四九―五

倉敷市真備町有井九四

〃

高原としひこ後援会	〃	岡山市北区北方二―三―三八―八	〃	四・三〇
日本の美しい山河を守る会	会計責任者	二宮 治文	〃	四・七
花房稔後援会	〃	松本 力	〃	四・一七
森山幸治後援会	主たる事務所の所在地	岡山市北区天神町一〇―一六	〃	四・一四
		岡山市北区北方三―六―二〇	〃	
		二宮 優子	〃	
		近藤 千晴	〃	
		岡山市中区浜三六三―一	〃	

◎岡山県選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年五月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

今脇一知後援会

今脇一知

平成二七・四・二〇

日本の美しい山河を守る会

二宮治文

〃 四・七

花房稔後援会

松本力

平成二六・一二・三一

◎岡山県選管告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年五月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
太田 栄 司	岡山市議会議員	太田えいじ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市北区佐山二二三一	岡山市北区檀津六六六一二〇
森 山 幸 治	〃	森山幸治後援会	〃	天神町一〇一一六	〃 中区浜三六三一

平成27年5月22日 岡山県公報 第11687号

◎岡山県公安委員会告示第八十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十二日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（一級）	学科試験	平成二十七年九月四日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十七年九月二十六日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十条第三項第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十七年七月二十七日(月曜日)から同月三十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受験申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

平成27年5月22日 岡山県公報 第11687号

◎岡山県公安委員会告示第八十七号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十二日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（二級）	学科試験	平成二十七年九月四日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十七年十月十日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

- ア 県内に住所を有する者
住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
- イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十七年七月二十七日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

(二三) 平成二十七年三月三十一日付け(号外) 公布岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正(岡山県教育委員会訓令第一号)に誤りがあった。

頁・行	四・終わりか 九 <hr/> 2 <hr/> 学校力向上サポーターキャラバン事業 <hr/> 3 <hr/>	誤
正	<hr/> 2 <hr/> 学校力向上サポーターキャラバン事業 <hr/> 3 <hr/>	

〔二四〕平成二十七年三月二十日付け（号外）公布地域手当に関する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第八号）に誤りがあった。

頁・行	一・八	
誤	第四条第一項	に改め、同項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、
正	第五条第一項	に改め、

一・一	頁・行
岡山県公安委員会規則第四号	誤
岡山県公安委員会規則第五号	正

(二五) 平成二十七年三月二十日付け(号外) 公布岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則(岡山県公安委員会規則第四号)に誤りがあった。

〔二六〕平成二十七年三月二十日付け（号外）公布岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例に基づく警察職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（岡山県公安委員会規則第五号）に誤りがあつた。

一・一	頁・行
岡山県公安委員会規則第五号	誤
岡山県公安委員会規則第六号	正